

新司法試験の在り方について(意見の整理)(概要)

- 1 司法試験管理委員会の改組
 - ・法曹三者のほか、法科大学院関係者や学識経験者を委員に加えた新たな委員会を設置する。
- 2 新司法試験の試験科目
 - ・公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目(1科目)とする。
- 3 新司法試験の試験方法
 - ・短答式試験及び論文式試験を同時期(5月ころ)に実施する(受験者全員に短答式試験及び論文式試験を受験させることとする。)
 - ・口述試験については、法科大学院において双方向的・多方向的な教育が行われること等にかんがみ、実施しないこととする。
- 4 新司法試験の受験資格
 - ・法科大学院の修了者及び予備試験の合格者とする。
 - ・法科大学院修了又は予備試験の合格から5年以内に3回に限り、受験を認める。
- 5 新司法試験の実施時期
 - ・試験は毎年5月ころに実施する。
 - ・合格発表の時期は、毎年8月末ないし9月初めころを目指すこととし、関係機関の協力を得て、更に一層の早期化に努める。
- 6 予備試験
 - ・司法制度改革審議会意見の趣旨を踏まえ、予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。